



学習支援で 社会的自立を促進!

公明党横浜市会ニュース
横浜市会議員(港南区)

安西 ひでとし

「寄り添い型学習支援報告」と 「かけ地に新たな助成金制度」

生活困窮や養育困難などの課題を抱えている区内世帯の子どもと保護者を対象に、無料で学習支援や相談等の必要な支援を行う「寄り添い型学習支援事業」が2015年2月から始まりました。先日視察をしましたので、報告します。

この事業は、子どもの進学や就職などにつなげ、将来の社会的な自立を促進させることが目的ですが、具体的には、区から委託を受けたNPO法人が運営主体となり、週に2回、教室を開いてボランティアの大学生や社会人が勉強を教えたり、各種相談に乗っています。

子どもたちは、大学生らとふれあうことで「こんな大人もいるんだ」と感じ、それが進学や将来への意欲を引き出すことにつながっているそうです。

市として厳しい財政状況の中行う委託事業ですが、貧困の連鎖を断ち切るために重要な事業です。引き続き事業の継続と質・量の拡充に取り組みます。

かけ地

減災に助成

市では06年度からがけ崩れの予防や復旧工事について擁壁の築造工事費用の一部を助成してきましたが、今回新たに既存擁壁の補強や崖地の保護など「減災」を目的にした改善工事についても助成する制度を開始しました。

制度名は「かけ地減災対策工事助成金制度」。対象は個人が所有し、地盤面から高さが2mを超えるがけ地で、がけ崩れが発生した場合に居住用の建物に被害が及ぶおそれがある場合。自然斜面の保護工事や古い石積擁壁の補強工事などが対象で、助成額は工事金額の2分の1以内。上限額は工法により50万円または100万円となります。

この助成制度は、気象変動による局地的大雨が頻発していることで、がけ崩れの発生件数も増加傾向にあるため、市民のいのちを守るために創設したものです。

制度を利用するためには、市建築局建築防災課担当者との調整が必要で、事前に相談しなければなりません。工事に着手している場合、制度の利用は不可です。

【詳細は同課
045・671・2948まで。】

対象となる工法の一例



法枠工



モルタル・コンクリート吹付工

(1) 助成の対象となる崖地

- ①個人が所有しており、地盤面からの高さが2mを超える崖地
- ②崖崩れが発生した場合に居住用の建物に被害がおよぶおそれがある崖地

(2) 助成の対象となる工事

- ①都市計画法や宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下、「宅造法」という)、建築基準法の対象外となる工事
- ②原則として平坦地が広がらない工事
- ③崖地の高さが変わらない工事
- ④横浜市が策定する「かけ地減災対策工事設計指針(案)」に適合する以下のいずれかの工事

種類	適用条件	工法	上限額
擁壁の補強工事	・宅造法施行以前の擁壁 ・宅造法及び建築基準法に適合する擁壁	法枠工、アースアンカー工、鉄筋挿入工	100万円
		排水補強パイプ工、覆式落石防護網工	50万円
法面の保護工事	・横浜市建築基準条例第3条(1)又は(5)に該当する崖	モルタル・コンクリート吹付工、落石防護網工	100万円
		覆式落石防護網工	50万円
地滑り防止工事	・宅造法施行以前の盛土造成地 ・宅造法に適合する盛土造成地	抑止杭、鉄筋挿入工	100万円
待ち受け擁壁工事	・地盤面からの高さが3mを超える崖地	待ち受け擁壁	100万円
		H型鋼コンクリート防護柵	50万円



ご意見・ご相談

TEL 045-671-3023 FAX 045-681-2060

http://anza-hidetoshi.com